

米原市女性の会規約

(名 称)

第1条 本会は、米原市女性の会と称します。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、山東公民館内に置きます。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の連携と親睦を図り、女性の教養を高めるとともに男女共同参画の推進および地域社会の発展に寄与することを目的とします。

(資 格)

第4条 本会は、前条の目的に賛同する米原市内に在住する成人女性をもって構成します

(事 業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行います。

- (1) 地域社会の発展に必要な事業
- (2) 会員の資質向上に関する事業
- (3) その他この会の目的達成の為に必要な事業

(役 員)

第6条 本会に、次の役員を置きます。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 事務局 | 2名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 理事 | 若干名 |
| (6) 監事 | 2名 |

(役員の仕事)

第7条 会長は本会を代表し、会務を総理します。

- 2 副会長は会長を補佐して会務を分担し、会長に事故あるときはその職務を代理します。
- 3 事務局は本会の事務を担当します。
- 4 会計は本会の会計を担当します。
- 5 理事は本会の運営および各部の活動の推進にあたります。
- 6 監事は随時会計ならびに会務内容を監査します。

(役員を選任)

第8条 会長、副会長および監事は、会員より選出し、総会において承認を得ます。

- 2 事務局および会計は会長が指名します。
- 3 理事は山東、伊吹、米原、近江のそれぞれの地域から選出します。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とし、再任を妨げません。欠員が生じた場合の補充者の任期は、前任者の残任期間とします。

(相談役)

第10条 本会は必要に応じて相談役を置くことができます。

(会議)

第11条 本会の会議は、次のとおりとします。

- (1) 総会
- (2) 本部役員会

(会議開催)

第12条 会議の開催は次のとおりとし、会長がこれを召集します。

2 総会は年1回開催します。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に開くことができます。

3 本部役員会は会長が必要に応じて開くことができます。

第13条 総会は、最高議決機関として毎年一回会長が召集し、次の事項を審議します。

- (1) 事業計画および予算に関する事
- (2) 事業報告および決算に関する事
- (3) 規約の改廃に関する事
- (4) その他役員会で必要と認めた事項

第14条 本部役員会は、役員（監事を除く）で構成し、執行機関として会長が召集し次の事項を審議します。

- (1) 重要事項に関する事
- (2) その他本会の業務を掌理する事

第15条 総会は構成人員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の同意により議決します。ただし、委任状出席を認め可否同数の場合は議長がこれを決します。

(経費)

第16条 本会の経費は、会費(500円)、補助金、事業収入およびその他の収入をもって充てます。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

付 則

この規約は、平成18年4月15日から施行します。

平成19年5月13日一部改正し施行します。

平成20年5月17日一部改正し施行します。

平成27年5月31日一部改正し施行します。

